

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…一
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…二
- 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…七
- 東京都安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…八
- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…八
- 都市計画の変更（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…八
- 市街地再開発事業の施行認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…九
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…九
- 平成二十一年東京都告示第十二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等）の一部改正……………（環境局都市地球環境部総量削減課）…五

### 告示

- 平成二十一年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…九
- 平成二十一年東京都告示第十二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等）の一部改正……………（環境局都市地球環境部総量削減課）…五

## 規則

### 正誤

- 平成二十一年東京都告示第十六百六十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十六の表の一の部（一）の項イの規定により知事が別に定める基準）の一部改正……………（同）…七
- 生活保護法による指定医療機関等の辞退……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…七
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止……………（同）…元
- 生活保護法による医療機関等の指定……………（同）…三
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）…三
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 平成二十六年十二月二十六日付東京都規則第二百号……………（同）…四

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第三十号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四十八号中「協議並びに」を「協議、」に改め、「免除」の下に「並びに同法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復」を加え、同項第四十八号の二中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同項第四十八号の四を第四十八号の五とし、第四十八号の三を第四十八号の四とし、第四十八号の二の次に次の一号を加える。

四十八の三 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置物件に対する措置に関すること。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第三十一号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号ホ中「当該対象者」を「スモンに係る対象者」に改め、同条第二号ホ中「前年度」の下に「とする。以下この号ホにおいて同じ。」を加え、同号ホ(ハ)中「認定基準世帯員」の下に「(当該認定基準世帯員が申請日の属する年度において市町村民税を課されない者(特別区又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合は、当該対象者及び当該対象者に係る認定基準世帯員)」を加え、同条第四号ロ中「診断書」の下に「(別記第八号様式の二)」を加える。附則に次の一項を加える。

6 平成二十六年十二月三十一日までに、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「二十六年改正規則」という。)による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)別表第一の第一類に掲げる疾病に係る対象者(劇症肝炎、重症急性性膝炎及び重症多形滲出性紅斑(急性期)に係る対象者に限る。)で、道府県知事から旧規則第七条第二号に規定する医療券に相当する証書の交付を受け、当該証書の有効期間内に東京都の区域内に住所を有することとなったものに係る医療費助成の申請については、旧規則第五条第六号の規定の例による。この場合において、当該者が医療費助成の認定を受けたときは、二十六年改正規則附則第三項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。

別表第一疾病名の欄中「スモン」の下に「、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)」を、「ネフローゼ症候群」の下に「(指定難病のIgA腎症を除く。)」を、「ミオトニー症候群」の下に「(指定難病のシユワルツ・ヤンペル症候群を除く。)」を加え、「、遺伝性(本態性)ニューロパチー」を削り、「進行性筋ジストロフィー」の下に「(指定難病の遠位型ミオパチーを除く。)」を加え、同表対象者の欄中「遺伝性(本態性)ニューロパチーのうち先天性無痛無汗症及び遺伝性運動感覚ニューロパチー並びに」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 右記の表中「指定難病」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病をいう。別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第5条関係)

診断書 (先天性血液凝固因子欠乏症等医療費助成申請用)

氏名	性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
病名 <small>(該当するものに○を付してください。)</small>	1 第I因子(フィブリノゲン)欠乏症	5 第III因子欠乏症(血友病A)	9 第VIII因子(アンチヘモフィリン因子)欠乏症	
	2 第II因子(プロトロンビン)欠乏症	6 第IX因子欠乏症(血友病B)	10 第X因子(フィリン)産生低下型欠乏症	
	3 第V因子(不安定因子)欠乏症	7 第XIV因子(フィブリノゲン)欠乏症	11 von Willebrand因子(血管因子)欠乏症	
	4 第XIII因子(フィブリン)欠乏症	8 第XII因子(PTIN)欠乏症		
現在の症状				
診断に要した検査の内容				
今後の治療方針				
治療見込期間	年 月 日 から 年 月 日まで	入院別 入院・通院	入院 入院・通院	
診療開始年月日	年 月 日	入院 年月日	年 月 日	
病名決定年月日	年 月 日	入院 年月日	年 月 日	

上記のとおり診断します。 医療機関コード

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名  (印)

- (注) 1 この診断書は、「先天性血液凝固因子欠乏症第1の医療費助成申請用です。  
2 診断日前6か月以内の資料に基づき記入してください。  
3 記入漏れのある場合は、認定できないことがありますので御注意ください。  
4 診断書の有効期間は、診断日から起算して3か月以内です。

(日本工業規格A列4番)

別記第八号様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式の2(第5条関係)

診断書 (小児精神病医療費助成申請用)

氏名	性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
病名				
	成人歴、経過、現在の症状及び入院の必要性			
	診断に要した検査の内容			
	今後の治療方針			
治療見込期間	年 月 日 から 年 月 日まで	入院 入院・通院	精神科 入院・通院	
診療開始年月日	年 月 日	入院 年月日	年 月 日	
病名決定年月日	年 月 日	入院 年月日	年 月 日	

上記のとおり診断します。 医療機関コード

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名  (印)

- (注) 1 この診断書は、「小児精神病」の医療費助成申請用です。  
2 診断日前6か月以内の資料に基づき記入してください。  
3 記入漏れのある場合は、認定できないことがありますので御注意ください。  
4 診断書の有効期間は、診断日から起算して3か月以内です。

(日本工業規格A列4番)



附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第五条第二号及び第四号の改正規定、附則に次の一項を加える改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第八号様式の次に一様式を加える改正規定及び別記第三十一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前になされた難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)第六条第一項の規定による支給認定の申請(難病法第五条第一項に規定する指定難病のうち、プリオン病に係るものに限る。)については、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「新規則」という。)第五条の規定による申請(新規別表第一の第一類に掲げる疾病のうち、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)に係るものに限る。)とみなすことができる。

3 前項の申請を行った者で、新規則第六条の規定により知事が認定した者に係る医療費の助成については、平成二十七年一月一日から適用する。この場合において、新規則第八条第一項の表中「申請書を受理した日」とあるのは、「平成二十七年一月一日。ただし、同月二日以降に難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項に規定する支給認定の申請(同法第五条第一項に規定する指定難病のうち、プリオン病に係るものに限る。)を行った者については当該申請に係る申請書を受理した日」と読み替えて適用することができる。

4 施行日の前日において、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)第六条の規定により医療費助成の対象者(旧規則別表第一の第二類に掲げる疾病のうち、ネフローゼ症候群、ミオトニー症候群、遺伝性(本態性)ニューロパチー又は進行性筋ジストロフィーに係る対象者に限る。)として認定を受けている者(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「二十六年改正規則」という。))が、施行日

から継続して助成を受ける場合は、当該認定に係る医療費助成の期間(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日までの間)は、新規別表第一の第二類に掲げる疾病に患している者とみなして、新規則の規定を適用する。

5 施行日の前日において、旧規則第六条の規定により医療費助成の対象者(旧規則別表第一の第二類に掲げる疾病のうち、ネフローゼ症候群、ミオトニー症候群、遺伝性(本態性)ニューロパチー又は進行性筋ジストロフィーに係る対象者に限る。)として認定を受けている者(二十六年改正規則附則第五項の規定の適用を受けている者に限る。)が、施行日から継続して助成を受ける場合は、平成二十九年十二月三十一日(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日)までの間は、新規別表第一の第二類に掲げる疾病に患している者とみなして、二十六年改正規則附則第五項及び新規則の規定を適用する。

6 前項の規定の適用を受ける者が、難病法第七条第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める病状の程度に該当する場合又は次項の規定の適用を受けた者が、その後、難病法第七条第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める病状の程度に該当することとなった場合は、前項又は次項及び附則第八項の規定にかかわらず、これらの規定中「平成二十九年十二月三十一日(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日)までの間」とあるのは、「当該認定に係る医療費助成の期間(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日までの間)」とする。

7 前項の場合において、当該者が、その後、難病法第七条第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める病状の程度に該当しなくなったときは、その日から平成二十九年十二月三十一日(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日)までの間は、新規別表第一の第二類に掲げる疾病に患している者とみなして、新規則の規定を適用する。

8 前項の規定により助成を受ける場合における新規別表第一の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日(同日までに当該者が助成の対象者でなくなったときは、当該日)までの間は、同表医療費助成の額の欄中「別表第一の二」とあるのは「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号)附則別表」と、「食事療養標準負担額」とあるのは

「食療養標準負担額の二分の一」と、「生活療養標準負担額」とあるのは「生活療養標準負担額の二分の一」とする。

9 前項の場合において、当該者が二十六年改正規則附則別表に規定する重症患者の認定を受けようとするときは、体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者に該当することを証明する書類として知事が別に定めるものにより、知事に申請しなければならない。

10 附則第五項又は附則第七項の規定の適用を受ける者については、二十六年改正規則附則第十項第二号に掲げる者とみなす。

11 附則第八項の規定の適用を受ける者に係る第十六条第二項第二号の規定の適用については、「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第三十四号様式)」とあるのは「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(経過措置用)(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号)附則別記様式)」とする。

12 別記第四号様式及び第三十一号様式の改正規定の施行の際、旧規則別記第四号様式及び第三十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十二号

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成

二十七年東京都規則第三十一号)附則第四項、附則第五項及び附則第七項の規定の適用を受ける者については、第二条第二号に掲げる者とみなす。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十三号

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「知事が指定した日からその日の属する年度の末日まで」を「第五条第一項の規定により知事が貸与を決定した日の属する年度内において知事が必要と認められた期間」に改める。

第十条の見出し中「責務」を「責務等」に改め、同条第二項中「故意に損傷した」を「損傷又は亡失した」に、「修理」を「原状回復」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、天災その他のやむを得ない事情によるものと知事が認めた場合はこの限りでない。

第十条に次の一項を加える。

5 知事は、第六条(第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)に定める貸与期間にかかわらず、前各項に規定する責務に反した被貸与者に対し、貸与機器の返却を求めることができる。この場合において、責務に反する行為により都が被った損害の賠償を請求することができる。

別記第一号様式中

貸与希望機器	1 吸入器と吸引器 3 吸引器のみ	2 吸入器のみ
--------	----------------------	---------

を

貸与希望機器	1 吸入器と吸引器 3 吸引器のみ	2 吸入器のみ
貸与希望期間	年 月 日から 年 月 日まで ※貸与開始希望日の属する年度の末日までを限度とします。	

に、

「難病医療券」や「特定医療費(指定難病)受給者証又は難病医療券」に改める。  
別記第三号様式中

「3 遵守事項

- (1) 貸与を受けた機器は、適切な管理の下に使用すること。
- (2) 貸与を受けた機器を故意に損傷した場合、修理に要する費用は、貸与を受けた者の負担とする。
- (3) 貸与を受けた機器を、第三者に貸与してはならない。
- (4) 2に掲げる貸与期間を経過した場合又は貸与を受けた機器が不要になった場合は、速やかに機器を返納すること。

「3 留意事項

- (1) 貸与を受けた機器は、適切な管理の下に使用すること。
- (2) 貸与を受けた機器を損傷又は亡失した場合は、原状回復に要する費用は、貸与を受けた者の負担とする。ただし、天災その他のやむを得ない事情による場合はこの限りではない。
- (3) 貸与を受けた機器を、第三者に貸与してはならない。
- (4) 2に掲げる貸与期間を経過した場合又は貸与を受けた機器が不要になった場合は、速やかに機器を返納すること。
- (5) 2に掲げる貸与期間にかかわらず、知事は、(1)から(4)までの責務に反した被貸与者に対し、貸与機器の返却を求めることができる。この場合において、責務に反する行為により都が被った損害の賠償を請求することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、第十条に一項を加える改正規定並びに別記第一号様式及び別記第三号様式の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年東京都規則第三十一号)附則第四項、附則第五項及び附則第七項の規定の適用を受ける者については、この規則による改正後の東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則第二条第二号に規定する難病医療費等助成規則別表第一に掲げる疾病にり患している者とみなす。

3 第十条に一項を加える改正規定の施行の際、現に被貸与者である者に係る貸与については、当該被貸与者に係る貸与期間に限り、なお従前の例による。

4 別記第一号様式及び別記第三号様式の改正規定の施行の際、この規則による改正前の東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則別記第一号様式及び別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十四号

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則(平成十二年東京都規則第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四項中「別表第一に」を「知事が別に」に改める。  
第十条第二項中「知事は、」の下に「難病法第五条第一項に規定する指定難病及び」を加える。  
第十二条第一項中「別表第二に」を「知事が別に」に改める。  
別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第四項、第十条第二項及び第十二条第一項の改正規定並びに別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年東京都規則第三十一号)附則第四項、附則第五項及び附則第七項の規定の適用を受ける者については、この規則による改正後の東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則第三条に規定する医療費等助成規則別表第一第二類に掲げる疾病に患している者とみなす。

訓令

●東京都訓令第七十号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
収 用 委 員 会 事 務 局  
事 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般

東京都安全衛生管理者等設置規程(昭和四十九年東京都訓令第四十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項第九号中「安全衛生主管課(係)長」を「安全衛生主管課長(課長代理)」に、「主管する課(係)長」を「主管する課長(課長代理)」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第七十一号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
支 業 所 庁 般  
支 業 所 庁 般

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一項第七十五号の次に次の三号を加える。

七十五の二 海岸法第二十三条の三第一項の規定による海岸協力団体の指定に関する

こと。

七十五の三 海岸法第二十三条の五第一項の規定による業務の報告、同条第二項の規

定による措置命令及び同条第三項の規定による指定の取消しに関すること。

七十五の四 海岸法第二十三条の六の規定による情報の提供等に関すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第四百九十八号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)

第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区

域計画について、平成二十七年三月十九日付けで同法第九条第二項において準用する同

法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に

基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画

法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項

の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域



東京都市計画都  
市再生特別地区  
(竹芝地区)  
追加する部分  
港区海岸一丁目地内

二 関係図書縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第四百九十九号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法  
(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦  
略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の  
区域計画について、平成二十七年三月十九日付けで同法第  
九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定によ  
る認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定  
に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたも  
のとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一  
項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供  
する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
追加する部分  
東京都市計画都  
市再生特別地区  
(虎ノ門四丁目  
地区)  
港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁  
目各地内
- 二 関係図書縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第五百号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の  
九第一項の規定に基づき千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街  
地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第  
一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称  
三菱地所株式会社及び日本製粉株式会社
- 二 事業施行期間  
平成二十七年三月二十七日から平成三十二年三月三十  
一日まで
- 三 施行地区  
渋谷区千駄ヶ谷五丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称  
東京都市計画千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開  
発事業
- 五 事務所の所在地  
千代田区大手町一丁目六番一号
- 六 施行認可の年月日  
平成二十七年三月二十七日
- 七 施行者の住所  
三菱地所株式会社 千代田区大手町一丁目六番一号  
日本製粉株式会社 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十七番五  
号
- 八 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 九 公告の方法  
事務所の掲示板等、施行者が適当と認める場所に掲示

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期  
限  
平成二十七年四月二十五日

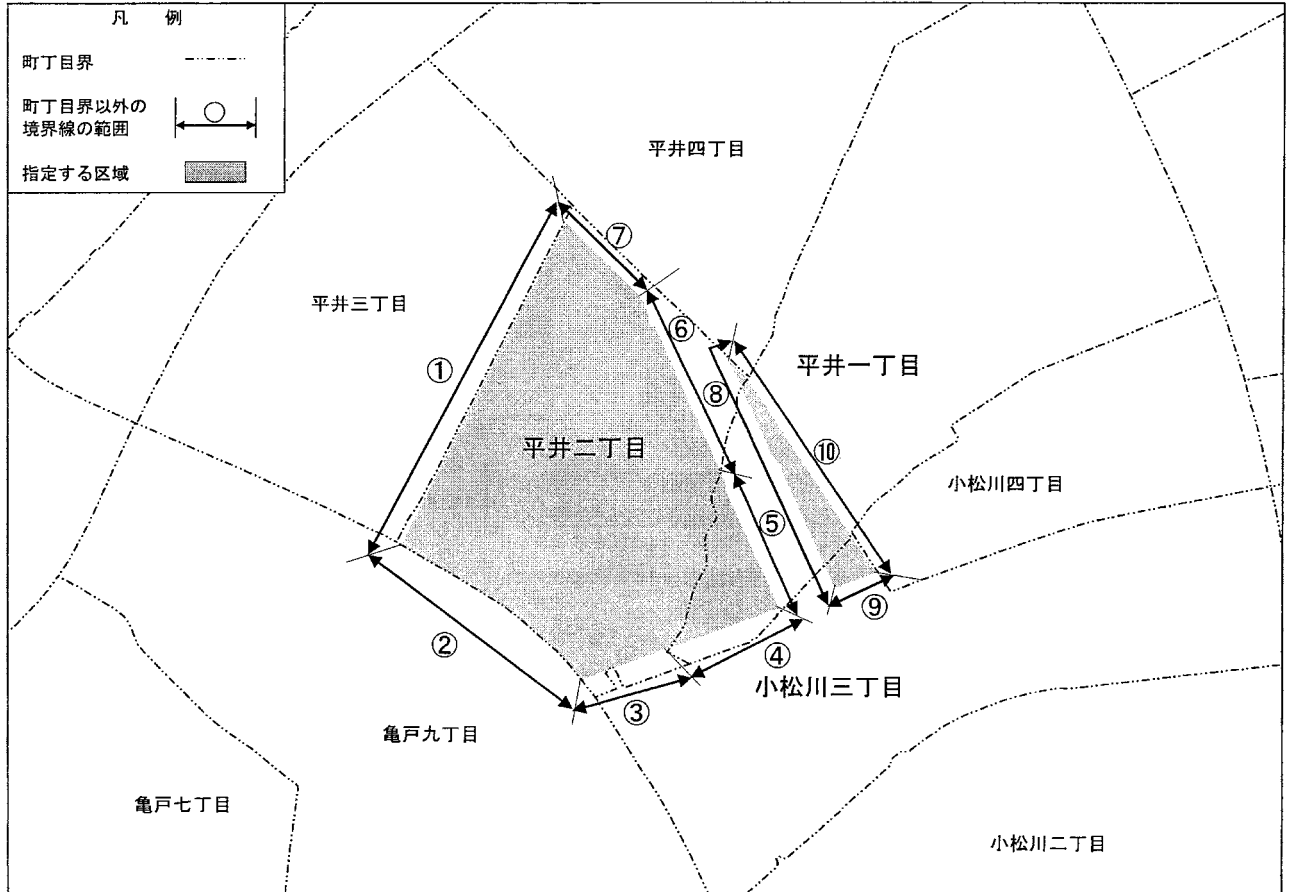
●東京都告示第五百一号

平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全  
条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部  
を次のように改正する。  
平成二十七年三月二十七日

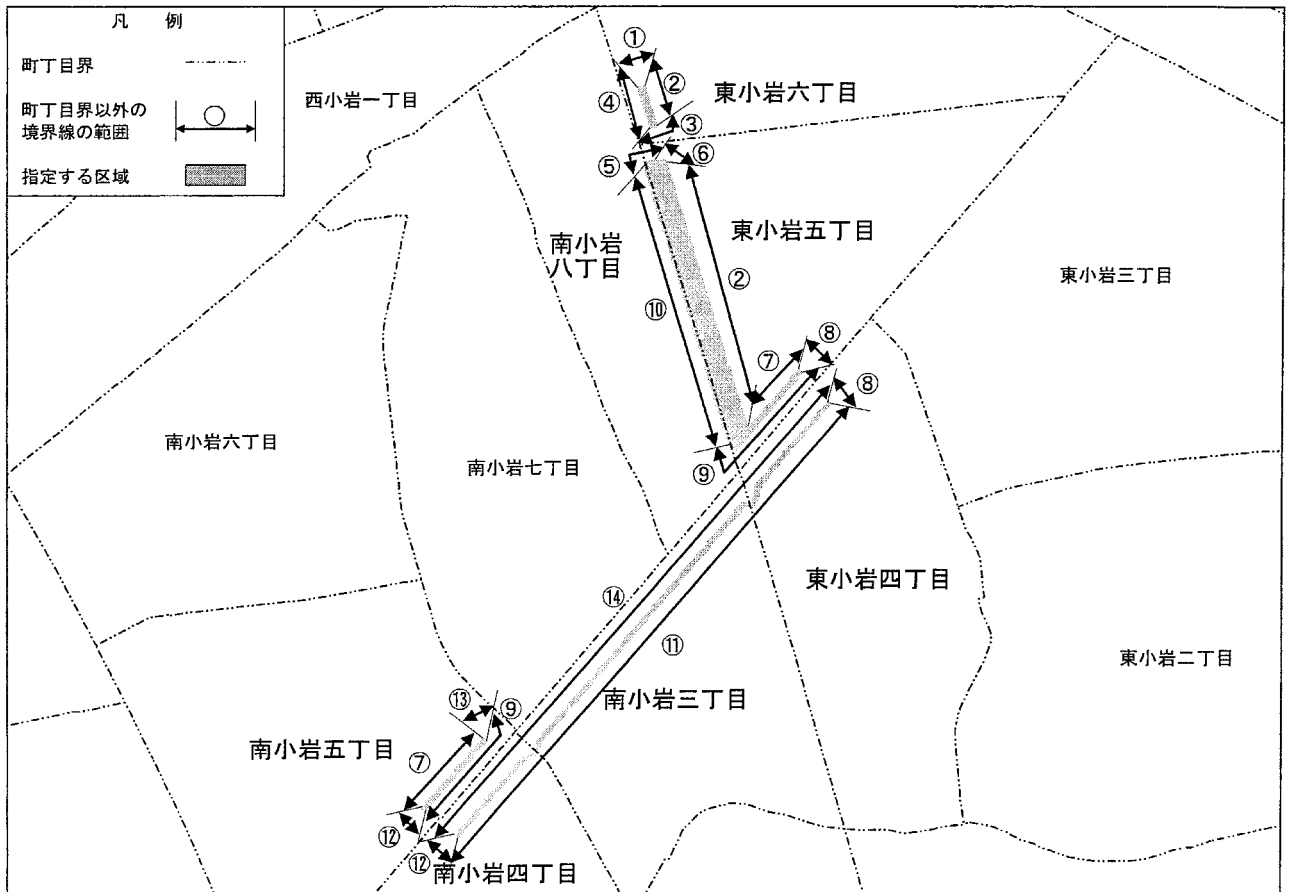
東京都知事 舛 添 要 一

別図四十五を別図五十一とし、別図四十四中「[三三  
三]」を「[三三三]」と誤記を訂正し、「I」に改め、同図  
を別図四十八とし、同図の次に次の二図を加える。

別図 49 (江戸川区の一部に係る区域その2)

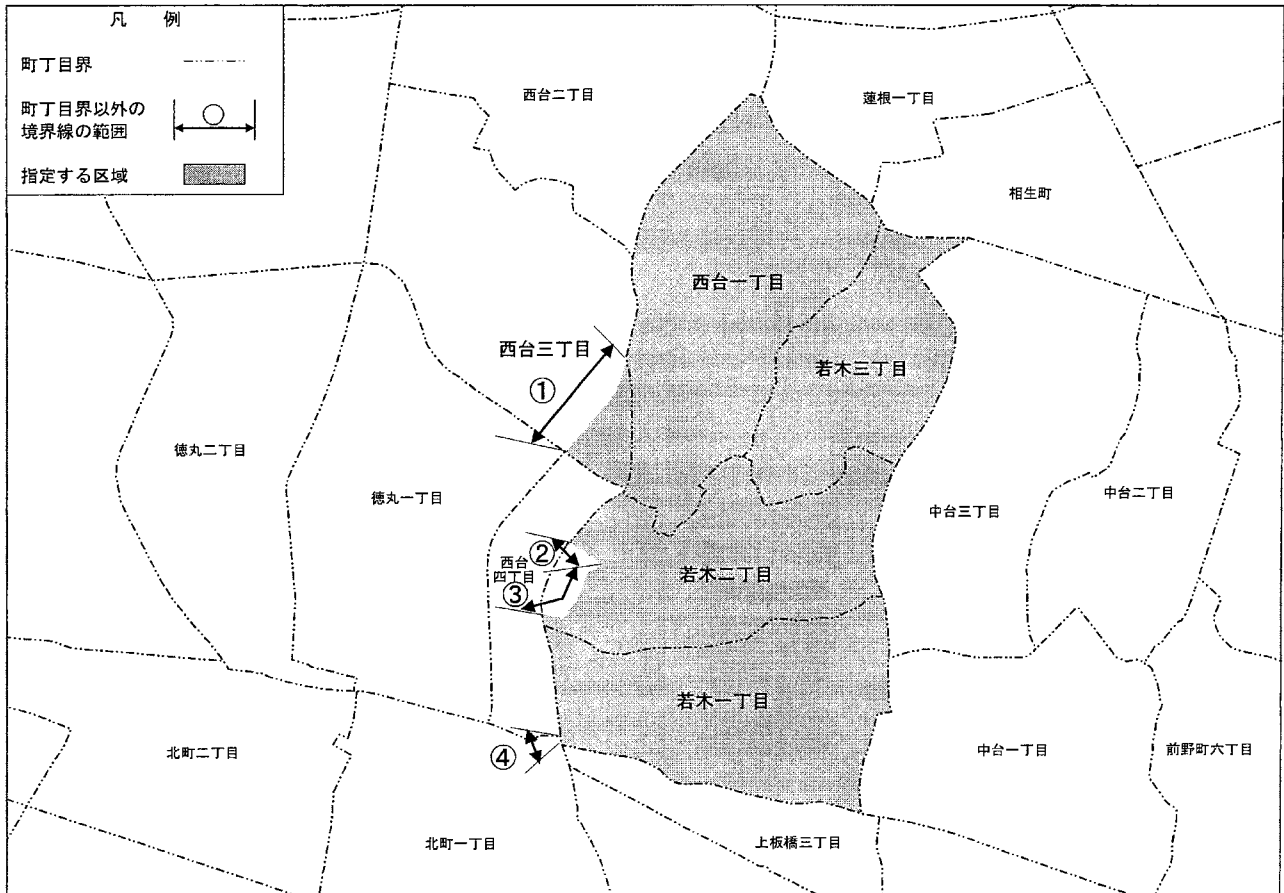


別図 50 (江戸川区の一部に係る区域その3)



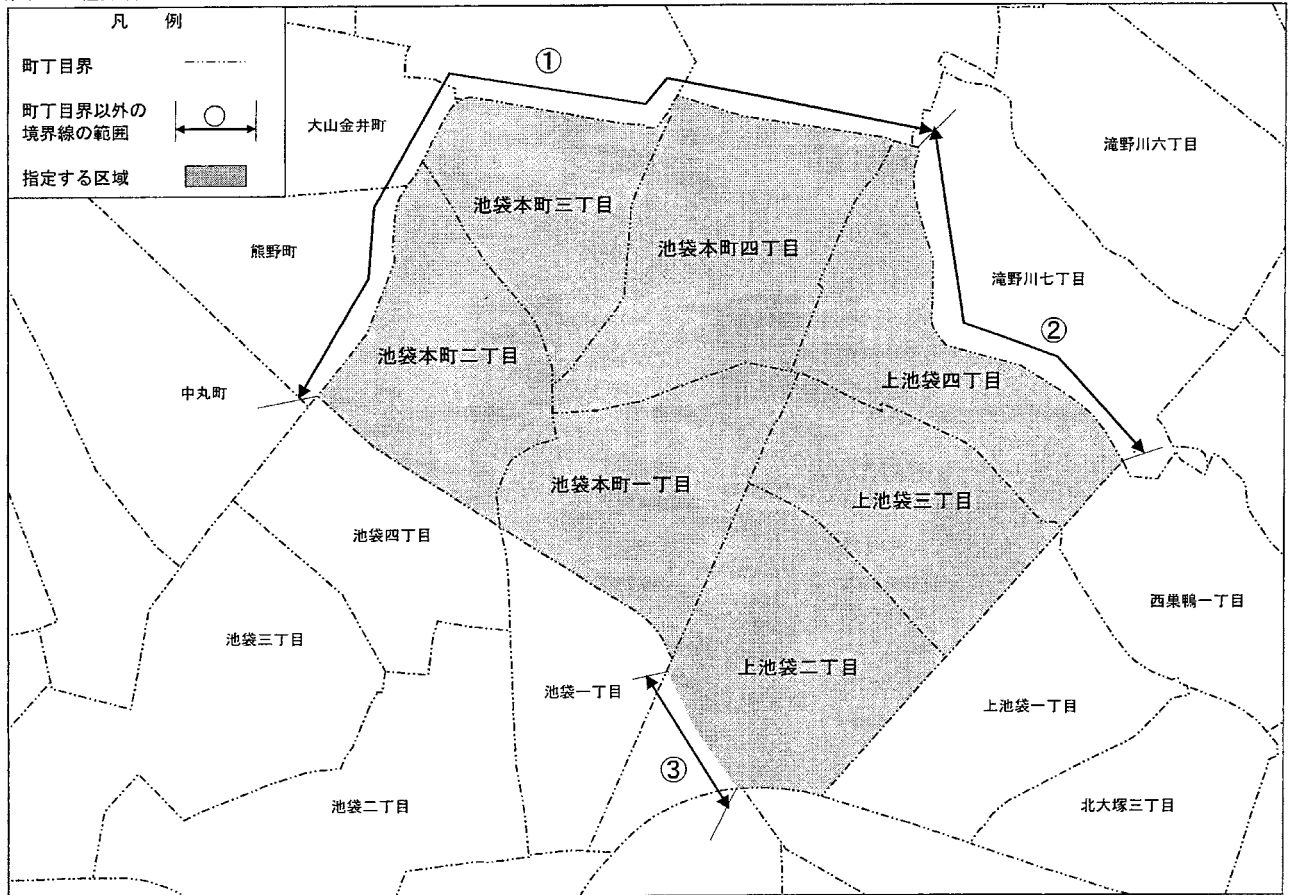
別図四十三を別図四十七とし、別図四十から別図四十二までを四図ずつ繰り下げ、別図三十九を別図四十二とし、同図の次に次の一図を加える。

別図 43 (板橋区の一部に係る区域その3)



別図三十八を別図四十一とし、別図三十一から別図三十七までを三図ずつ繰り下げ、別図三十中「**池袋区**」を「**池袋区**」に改め、同図の次に次の三図を加える。

別図 31 (豊島区の一部に係る区域その2)







だし、別図43を加える改正規定及び備考1の表に43の項を加える改正規定は同年五月一日から、別図31から別図33までを加える改正規定並びに備考1の表に31の項及び33の項を加える改正規定は同年十月一日から施行する。

●東京都告示第五百二号

平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

第三条第一項中「〇・二〇〇」を「〇・二五二」に改め、同条第二項中「〇・四五〇」を「〇・四三九」に改める。
第四条第五項中「〇・五二〇」を「〇・五〇二」に改め、同条第十項中「〇・〇二八」を「〇・〇一四」に改め、同条第十四項第三号中「一・七七」を「一・七二」に改め、同項第五号中「二・六九」を「二・七七」に改め、同項第七号中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。
第五条第三項第一号イ中「〇・〇〇三七」を「〇・〇〇一四」に改め、同条第十一項第一号中「〇・一〇」を「〇・一一」に改め、同項第二号中「〇・〇六七」を「〇・〇六六」に改め、同条第十五項第二号中「〇・〇〇〇〇三七」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第五欄」を「第三欄」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。
第六条第五項第二号中「〇・〇〇四二」を「〇・〇〇三

二」に改め、同条第九項第一号中「〇・〇一二」を「〇・〇〇九七」に改め、同項第二号中「〇・〇一一」を「〇・〇〇四九」に改め、同項第三号中「〇・〇一一」を「〇・〇〇九七」に改め、同項第四号中「〇・〇七四」を「〇・〇四六」に改め、同項第五号中「〇・〇三二」を「〇・〇九七」に改め、同項第六号中「〇・〇〇九四」を「〇・〇〇九七」に改め、同項第七号中「〇・〇〇七六」を「〇・〇〇九七」に改め、同項第八号から第十三号までの規定中「〇・〇一一」を「〇・〇〇九七」に改める。
第七条第一項中「〇・〇〇六六」を「〇・〇〇四九」に改め、同条第二項第一号中「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇五〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇二〇」を「〇・〇〇一九」に改め、同条第三項第一号中「〇・〇〇〇〇〇六八」を「〇・〇〇〇〇〇六五」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇〇〇三五」を「〇・〇〇〇〇〇二五」に改め、同条第四項中「〇・〇一一」とし、同欄のハ(二)を「〇・〇一七」とし、同欄のハ(二)に、「〇・〇〇〇〇〇一四」を「〇・〇〇〇〇〇一一」に改め、同条第六項第一号中「〇・〇二七」を「〇・〇二八」に改める。
第八条第一項第一号中「〇・〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇三〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇〇三〇」に改め、同項第三号中「〇・〇〇〇〇三〇」に改める。
第九条第一項中「〇・〇一七」を「〇・〇一九」に改め、同条第二項中「〇・〇五〇」を「〇・〇二七」に改める。

別表第二中

二・四
三・三
二・三

を

二・三
二・八
二・二

に、

「二・一」を「二・二」に改める。

別表第三中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。

別表第五中「四十五・〇」を「四十四・八」に改める。

別表第六中「〇・九〇」を「〇・二六」に、「〇・九八」を「〇・二六」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一	牛	尿から分離したふんの火力乾燥による管理	〇	〇・〇三	〇・〇三
		尿から分離したふんの火力乾燥による管理	〇	〇・〇三	〇・〇三
		肉用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
		肉用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
		乳用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
		乳用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	八	〇・〇三	〇・〇三
		肉用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇二
		尿から分離したふんの堆積発酵による管理	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇